毎週火・金曜日発行

公安委員会規則

○警備業法施行細則の一部を改正する規則(一二・生活安全

企画課)………………………………………………1

次

目

ページ

炒 俶 椺 以 規 浬

秋田県公安委員会規則第12号

県

|備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める 平成18年9月29日

警備業法施行細則の一部を改正する規則 秋田県公安委員会委員長 \times 逬 附 道

-部を次のように改正する。 警備業法施行細則(平成6年秋田県公安委員会規則第6号) 9

第1条を次のように改める

秋

田

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)

改め、同項第1号中「警備業法」を「法」に改め、同項第2号中 23年法律第209号)第4条第3項」に、 年経済産業省令第97号)第12条第1項」を「自転車競技法(昭和 おいて」に改め、同条第2項中「自転車競技法施行規則(平成14 員会規則第20号」に、 び」に、「楯」を「盾」に、「限る。以下」を「限る。第4項に じ。)、」に、「超」を 「以下同じ。)及び」を「次項及び第3項において同じ。)及 「場外車券売場」に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に - 号」を「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委 「警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第 第2条第1項第2号中「以下同じ。)、」を「次項において同 の施行については、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 「第1条第1項」を 「を超え」に、「白樫」を「白樫」に、 「場外車券発売施設」を 「第1条第2号」に、

項」を 同条第4項中「楯」を 物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する」に改め、 1条第5号」に、 「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同号オ中「以下」 「カにおいて」に改め、同項第3号中「第1条第1項」を「第 「第1条第2号」に、 「核燃料物質等運搬警備業務及び」を「核燃料 「盾」に改め、同項第2号中「第1条第1 「常駐警備業務」を「施設警備業

39条第3項」に改め、 書」に改め、 条第2項中「申請書を提出する場合において」を「提出する申請 第3条第1項中「府令第27条第2項」を「警備業法施行規則第 「、正副2通の申請書を」を削る。 「添えて、」の次に「これを」を加え、 耳

の2」を「第51条」に、「精神保健及び精神障害者に関する法 律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同 条を第7条とし、第5条を第6条とする。 第6条に見出しとして「(指定医)」を付し、同条中「第16条

6号」を「別記様式第7号」に改め、「添えて」の次に「これ 条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。 項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に、 項中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同条第4 項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同条第3 て」を「書類」に改め、「、正副2通の申請書等を」 を」を加え、同条第5項中「申請書又は変更届出書若しくは廃止 第4条第1項中「第11条の7」を「第43条」に改め、同条第2 (以下「申請書等」という。)を」を削り、 「別記様式第

(現任指導教育責任者講習の受講)

第4条 る講習を受講しようとする者は、現任指導教育責任者講習受講 書(別記様式第3号)を公安委員会に提出しなければならな 法第22条第8項に規定する警備員の指導及び教育に関す

改め、同様式の(注)に次のように加える。 の(注)3中「記載し得ない」を「記載することができない」に 業法施行細則第3条第1項」に、 します」に、 別記様式第1号中「警備業法施行規則第27条第2項」を「警備 「自動車での」を「自動車による」に改め、同様式 一の申請をします」を 「を申請

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

4

引記様式第 2 号中	
「秋公委防」	
4	
「指令秋公委」に	
,	_
	_

Я

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。 ŝ

に改め

ができない」に改め、同様式の(注)に次のように加える。 す」に、同様式の(注)3中「記載し得ない」を「記載すること 4項」を「第5条第4項」に、「届出をします」を「届け出ま 別記様式第6号中「(第4条」を「(第5条」に、 「第4条第

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号を別記様式第7号とする。

ができない」に改め、同様式の(注)に次のように加える す」に、同様式の(注)3中「記載し得ない」を「記載すること 4項」を「第5条第4項」に、「届出をします」を「届け出ま 別記様式第5号中「(第4条」を「(第5条」に、 「第4条第

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号を別記様式第6号とする。

防」を「指令秋公委」 別記様式第4号中「(第4条」を「(第5条」に、 <u>[1</u> 「第4条第1項ただし書」を 一秋公委 「第5条

				第1項ただし書」に、
	_	14		
に改める。	(注)		_ 	
ŷ	用紙の大きさは、			
	、日本工業			

規格A列4番とする。

別記様式第4号を別記様式第5号とする。

よる特例対象施設に係る即応体制の整備ができない」に、同様式 法第11条の7の規定どおり整備できない」を「法第43条の規定に 2項」を「第5条第2項」に、 別記様式第3号中「(第4条」を「(第5条」に、 (注) 3中「記載し得ない」を「記載することができない」に 同様式の(注)に次のように加える。 「特例対象施設に係る即応体制が 「第4条第

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

次の1様式を加える。 別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号の次に

49

(

別

記様式第3号(第4条関係)				
	現任指導教育責任者講習受講書			
私は、現任指導教育責任者講習通知書第	号に係る講習を受講します。			
		年	月	日
秋田県公安委員会 殿				
	巫≇≢★			
	受講者 住 所			
	氏 名			
	受講者の選任に係る営業所			
	所在地			
	名称			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社